

第3回建築法体系勉強会への意見書（宿題①、②に関連して）

110715

古阪秀三

宿題

① 勉強会のあり方、検討事項等に関する補足的な意見

② 建築基本法に関し抱いているイメージ

1. 基本的には、前回書面にて提出した意見のとおり。

そのなかでも、まず、やるべきことは

- 1) 建築生産社会／現場の具体的な実態の把握と勉強会メンバーの共通の理解
- 2) 実態と現行の法制度との乖離の把握と勉強会メンバーの共通の理解
- 3) 本勉強会で踏み込むことができる範囲とその限界の確認・共通認識
- 4) 同様に、本勉強会で主として視野に入れることにする法律・制度の確認
とりわけ、ストック・リフォーム時代を迎えて建設業法との整合性等の検討

2. 建築基本法ならびに専門家の信頼性に関する議論について

- 1) 建築基本法が必要か否かではなく、何が日本の法体系に欠けていて、どんな内容の制度が必要かの議論が求められている。その結果として基本法制定が肝要ということはある。
- 2) 建築基準法、建築士法が想定している「建物の品質」には技術上の品質と意匠・デザイン上の品質の2つがある。この点に関して正確な実態は把握できておらず、また法が想定してきた内容も明確には区別できていない。いずれを目指すのか、あるいはいずれのための法制度かによって、議論すべき内容は相当程度異なる。
- 3) これら両者の違いが最も顕著に法制度に表れているのは、フランスの建築家、建築技術者制度であろう。フランスの建築家にどのような資格が求められており、どのような責任が課せられているか。一方、建築技術者（たとえば、構造技術者）にどのような資格が求められ、あるいはどのような責任が課せられているか。「専門家に委ねる」という議論の前提には、これらの点の日本とフランスの違いについて、詳細に調べることも必要であろう。
- 4) さらに、「法律で定めた国家資格を用意し、その資格者に業務独占権を付与するやり方」もあれば、「独占権は付与せず、資格者か否かに係わらず専門家のなす業務に保険の付保を義務付け、その保険金の多寡を市場での評判・実績等との関係で決まるようにすれば、専門家に必要な能力の下限は自ずと市場で確定するなどのやり方」もある。
- 5) したがって、日本での実態を知ることとともに、職能性の最も高いと目されるフランス、職能の多様化が進んでいる英米の制度を、今回の基本法議論の文脈に則して調べる必要がある。